

議案第109号

備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月25日提出

備前市長 田 原 隆 雄

備前市条例第 号

備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 備前市職員の給与に関する条例(平成17年備前市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第18条の2を削る。

第19条第2項中「前4条」を「第16条及び第17条」に改める。

第21条第2項及び第3項中「100分の130.0」を「100分の125.0」に改める。

第27条第2項中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

第2条 備前市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項中「100分の125.0」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

議案第109号参考資料
備前市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>第18条 削除 (宿日直手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の勤務は、<u>第16条及び第17条</u>の勤務には含まれないものとする。 (期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125.0</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125.0</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略) (休職者の給与)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律) <u>(昭和32</u></p>	<p>第18条及び<u>第18条の2</u> 削除 (宿日直手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の勤務は、<u>前4条</u>の勤務には含まれないものとする。 (期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130.0</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130.0</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略) (休職者の給与)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条(国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32</p>

<p>年法律第117号)において準用される場合を含む。)の規定の適用を受け る場合を除き、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、 扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支 給することができる。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>年法律第117号)において準用される場合を含む。)の規定の適用を受け る場合を除き、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、 扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支 給することができる。</p> <p>3～6 (略)</p>
---	---

備前市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の1</u> <u>27.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125.0</u>を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の1</u> <u>25.0</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>